

## 取組主体に対して事業実施前に周知すべき重要事項

### (契約に当たっての条件)

#### 【農業機械等の導入（購入）の場合】

- (1) 取組主体は、取組主体事業計画書の取組目標の達成に向け、農業機械等の適正規模を算出したうえで導入したい農業機械等の仕様を定め、複数の農業機械等販売業者（原則として、3社以上の製造メーカーの同一規格の見積り）に物件取得見込額（概算）算定のための見積依頼を行うこと。  
また、農業機械等にオプションを付属する場合は、その理由を明確にすること。
- (2) 取組主体は、中古農業機械等を導入しようとする場合、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が2年以上の農業機械等を選定し、中古農業機械査定士等に評価を依頼し、価格の適正性等を確認すること。
- (3) 取組主体は、売買、請負その他の契約をしようとする場合には、当該契約に係る競争入札等（見積合わせを含む。以下同じ。）に参加しようとする者に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- (4) 取組主体は取得した見積書の中から、最低価格を選定し機械導入計画書の購入価格とすること。
- (5) 取組主体は、補助金交付申請書の承認通知（又は交付決定通知。以下同じ）を受理後、導入する農業機械等の仕様により、一般競争入札又は相見積り等を実施し、最低価格を掲示した販売業者を選定のうえ、購入価格を算出すること。
- (6) 取組主体は、補助金交付申請書の承認通知日以降に農業機械等販売業者を選定し、売買契約を締結すること。
- (7) 売買契約の締結にあたっては、機械導入計画書に記載された取組主体、農業機械等（機種名、型式、台数（機械毎に明記すること））の内容と同一であること。
- (8) 他の国又は県、若しくは市町村の補助金（直接・間接問わず）を受け取った（又は受ける予定）補助対象経費は本事業の補助対象外であり、二重で補助を受けることにならないように留意すること。
- (9) 導入する農業機械等の適正規模を算出するにあたっては、以下のとおり現有機の考え方に留意すること。
  - ア 耐用年数が経過し、老朽化した既存の農業機械等を処分する場合は、現有機は「無」とすることができる。
  - イ 耐用年数が経過し、老朽化した既存の農業機械等を故障等に備えて当該農業機械等の処分を行わないが、利用もしない場合は、現有機は「無」とすることができる。
  - ウ 耐用年数が経過し、老朽化した既存の農業機械等についても一定の利用をする場合は、現有は「有」とする。なお、この場合、耐用年数が経過した農業機械等で

あることから、機能低下等を考慮して、利用面積については実態に応じて算出すること。

エ 耐用年数が経過していない既存の農業機械等は、必ず、現有機は「有」とする。

- (10) 農業機械等を導入した後、機体のよく見えるところに、事業名を記載すること。
- (11) 導入する農業機械等は、県又は市町村の補助金の支払を含め当該事業を毎年3月31日までに完了する必要があるため、毎年2月28日までに納品を完了すること。ただし、やむを得ない理由により、納品が遅れる場合にあって、予め県又は市町村が認める場合は、納品を延期することができるものとする。
- (12) 農業機械の導入に際して、既存の農業機械等を処分する場合であって、売却益又は処分益が生じる場合は、適正に事業費から控除すること。

#### 【農業機械等のリース導入の場合】

(1) 取組主体は、取組主体事業計画書の取組目標の達成に向け、農業機械等の適正規模を算出したうえで導入したい農業機械等の仕様を定め、複数の農業機械等販売業者（原則として、3社以上の製造メーカーの同一規格の見積り）に物件取得見込額（概算）算定のための見積依頼を行うこと。

また、農業機械等にオプションを付属する場合は、その理由を明確にすること。

(2) 取組主体は、中古農業機械等を導入しようとする場合、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が2年以上の農業機械等を選定し、中古農業機械査定士等に評価を依頼し、価格の適正等を確認すること。

(3) 取組主体は、売買、請負その他の契約をしようとする場合には、当該契約に係る競争入札等に参加しようとする者に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(4) 取組主体は取得した見積書の中から、最低価格を選定し機械リース計画書の物件取得見込額とすること。

(5) 取組主体は、必要に応じて岐阜県からリース事業者の情報提供を受け、リース事業者を選定すること。リース事業者の手数料等は、取組主体の負担となるため、選定にあたっては留意すること。

(6) 取組主体は、補助金交付申請書の承認通知を受理後、導入する農業機械等の仕様により、一般競争入札又は相見積り等を実施し、最低価格を掲示した販売業者を選定のうえ、物件価格、補助金額及びリース手数料を算出すること。

(7) 取組主体とリース事業者は、補助金交付申請書の承認通知日以降、かつ、リース事業者が農業機械等販売業者を選定した後に、リース契約を締結すること。

(8) リース契約の締結にあたっては、次に掲げる内容に合致するものに限ること。

ア 契約は、機械リース計画書に記載された取組主体、農業機械等（機種名、型式、台数（機械毎に明記すること））及びリース期間の内容と同一であること。

イ リース物件の賃貸に係る契約で、取組主体とリース事業者の2者間で締結する

ものであること。

ウ 契約時において、リース契約期間満了後の物件の取扱いについて決めておく必要はない。その取扱いについては、リース契約期間満了時に、取組主体とリース事業者の間で決めることとする。

エ 購入選択権付きリース契約及び無償・有償に関わらずリース期間満了後に譲渡することとしている契約は、補助対象外であること。

(9) 他の国又は県、若しくは市町村の補助金（直接・間接問わず）を受け取った（又は受ける予定）補助対象経費は本事業の補助対象外であり、二重で補助を受けることにならないように留意すること。

(10) 導入する農業機械等の適正規模を算出するにあたっては、以下のとおり現有機の考え方に留意すること。

ア 耐用年数が経過し、老朽化した既存の農業機械等を処分する場合は、現有機は「無」とすることができる。

イ 耐用年数が経過し、老朽化した既存の農業機械等を故障等に備えて当該農業機械等の処分を行わないが、利用もしない場合は、現有機は「無」とすることができる。

ウ 耐用年数が経過し、老朽化した既存の農業機械等についても一定の利用をする場合は、現有は「有」とする。なお、この場合、耐用年数が経過した農業機械等であることから、機能低下等を考慮して、利用面積については実態に応じて算出すること。

エ 耐用年数が経過していない既存の農業機械等は、必ず、現有機は「有」とする。

(11) 農業機械等を導入した後、機体のよく見えるところに、事業名を記載すること。

(12) 導入する農業機械等は、県の補助金の支払を含め当該事業を事業実施年度の3月31日までに完了する必要があるため、事業実施年度の2月28日までに納品を完了すること。ただし、やむを得ない理由により、納品が遅れる場合にあって、予め県が認める場合は、納品を延期することができるものとする。

#### 【畔取りや畔の緩傾斜化等の簡易ほ場整備や改植等の場合】

(1) 取組主体は、取組主体事業計画書の取組目標の達成に向け、畔取りや畔の緩傾斜化等の簡易ほ場整備や改植等を行う場合には、土地改良工事標準積算基準（農林水産省）等を参考に施工内容を定め、適正な価格で積算すること。なお、歩掛や標準単価等ないものについては、複数の業者（原則として、3社以上）に歩掛や単価の見積を徴して積算すること。

(2) 取組主体は、売買、請負その他の契約をしようとする場合には、当該契約に係る競争入札等に参加しようとする者に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(3) 取組主体は、補助金交付申請書の承認通知を受理後、工事設計書及び仕様により、一般競争入札又は見積り合わせ等を実施し、最低価格を掲示した業者を選定のうえ、工事価格を算出すること。

- (4) 取組主体は、補助金交付申請書の承認通知日以降に工事事業者を選定し、工事請負契約を締結すること。
- (5) 改植等の際し、肥料、農薬等毎年度必要となる資材は対象としないこと。
- (6) 他の国又は県、若しくは市町村の補助金（直接・間接問わず）を受け取った（又は受ける予定）補助対象経費は本事業の補助対象外であり、二重で補助を受けることにならないように留意すること。
- (7) 発注工事は、県又は市町村の補助金の支払を含め、当該事業を事業実施年度の3月31日までに完了する必要があるため、事業実施年度の2月28日までに工事を完了すること。ただし、やむを得ない理由により、工事が遅れる場合にあって、予め県又は市町村が認める場合は、工期を延期することができるものとする。

#### **（財産処分の制限）**

- (1) 取組主体は、「岐阜県補助金等交付規則（昭和57年2月23日規則第8号）」第21条又はこれに類する市町村の規程により、本事業により取得した財産等を県又は市町村の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- (2) 本事業により取得した財産等のうち、(1)の規定の対象となるものは1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。
- (3) (1)の財産の処分を制限する期間は、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」（昭和31年農林省令第18号）第5条により定める処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）とする。
- (4) 本事業に係る補助金の交付を受けた者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、県又は市町村の承認を受けなければならない。
- (5) (4)に規定する手続は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、東海農政局長の承認を受けた上で行うものとし、財産処分に際し付する条件も同様とする。

#### **（補助金の返納）**

本事業に係る補助金の交付を受けた取組主体は、以下の事案が判明した場合は、補助金を返還しなければならない。

- (1) 当該補助金を受けた後に交付要件を満たさないことが判明した場合
- (2) 悪意をもって虚偽の内容を申請したこと等が判明した場合
- (3) 導入した施設、機械、資材等の全部もしくは一部を転売して利益を得たことが判明した場合
- (4) 導入した施設、機械、資材等を県の承認を受けることなく、処分制限期間内に、処分したことが判明した場合

- (5) 導入した施設、機械、資材等を処分制限期間内に目的外使用したことが判明した場合
- (6) リース契約を途中で解約又は解約したことが判明した場合
- (7) 販売業者等からバックマージンを得ていたことが判明した場合
- (8) 取組主体事業計画書の内容と合致しないことが判明した場合
- (9) 導入した施設、機械、資材等の取得価格から、下取り価格又は処分益を控除していないことが判明した場合
- (10) その他、実施要綱、実施要領及び岐阜県事業実施方針等に定められた要件を満たさないことが判明した場合

#### **(補助金の仕入れに係る消費税等相当額の返納)**

補助金交付請求書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により本事業に要する経費に対する当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額について速やかに報告するとともに、返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

#### **(財産の管理等)**

- (1) 取組主体は、本事業により取得した財産を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従い、効率的な運用をしなければならない。
- (2) 取得財産を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その全部又は一部を国に納付させることがある。

#### **(取組主体事業計画の評価)**

- (1) 取組主体は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、翌年度の6月30日までに、取組目標の達成状況について、自ら評価を行い、取組主体事業実施状況報告等を作成し、地域協議会長（高度利用計画取組主体にあっては知事。以下同じ）に提出する。
- (2) 取組主体は、協議会長が実施する取組主体事業実施状況報告等の内容の点検評価に協力し、指導に従うこととする。
- (3) 取組目標の全部又は一部が達成していない場合は、必要な改善措置を講じ、当該取組目標が達成されるまでの間、改善状況を報告することとする。